

ID: 79

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	大河原町障害者通所援護施設条例 第10条(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第29号		
【基準】			
第9条及び第10条の規定による。 (利用者の範囲)			
第9条 通所援護施設の利用対象者は、次のとおりとする。			
(1) 大河原町内に住所を有する義務教育をおえた障害者			
(2) 通所による訓練と指導になじむ者			
(3) その他町長が適当と認める者			
(利用の承認)			
第10条 通所援護施設を利用しようとする者又はその保護者(以下「利用者」という。)は、町長の承認を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日